

令和 7 年第 4 回基山町議会（定例会） 会議録 （第 6 日）								
招集年月日	令和 7 年12月 2 日							
招集の場所	基 山 町 議 会 議 場							
開閉会日時	開議	令和 7 年12月12日 9 時 3 0 分			議 長	末 次 明		
及 び 宣 告	閉会	令和 7 年12月12日 1 1 時 2 3 分			議 長	末 次 明		
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別
	1 番	工 藤 絵美子		出	8 番	大久保 由美子		出
	2 番	水 田 志 保		出	9 番	栗 野 久 明		出
	3 番	中牟田 文 明		出	10番	重 松 一 徳		出
	4 番	佐々木 教 雄		出	11番	大 山 勝 代		出
	5 番	中 村 絵 理		出	12番	松 石 信 男		出
	6 番	天 本 勉		出	13番	末 次 明		出
7 番	松 石 健 児		出					
会議録署名議員		12番	松 石 信 男		1 番	工 藤 絵美子		
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 古 賀 浩		(係長) 天 野 拓 也		(書記) 真 崎 静		
地方自治法 第 1 2 1 条 第 1 項 に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也		こ ども 課 長		山 本 賢 子		
	副 町 長	熊 本 弘 樹		農 林 課 長		大 石 顕		
	教 育 長	柴 田 昌 範		商工観光課長		佐 藤 定 行		
	総 務 課 長	平 野 裕 志		まちづくり課長		井 上 克 哉		
	企画政策課長	亀 山 博 史		定住促進課長		山 田 恵		
	財 政 課 長	吉 田 茂 喜		建 設 課 長		今 泉 雅 己		
	税 務 課 長	古 賀 満 宏		会 計 管 理 者		寺 崎 博 文		
	住 民 課 長	藤 田 和 彦		教育学習課長		井 上 信 治		
	健康増進課長	村 上 妙 子		こども課保育園長		舟 木 徳 茂		
	福 祉 課 長	戸 井 竜 二		まちづくり課図書館長		城 本 直 子		
	プラチナ社会政策課長	松 田 美 紀		建 設 課 参 事		酒 井 孝 行		
議 事 日 程		別紙のとおり						
会議に付した事件		別紙のとおり						
会 議 の 経 過		別紙のとおり						

会議に付した事件

- 日程第 1 総務文教常任委員長報告
(付託議案第50、51、52、53、57、61、64号)
- 日程第 2 厚生産業常任委員長報告
(付託議案第49、54、55、56、58、59、60、61、62、63号)
- 日程第 3 第 6 次基山町総合計画特別委員長報告
(付託議案第28号)
- 討論・採決
- 日程第 4 議案第49号 基山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について
- 日程第 5 議案第50号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改
正について
- 日程第 6 議案第51号 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第53号 基山町職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第54号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例及び基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第55号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部改正について
- 日程第11 議案第56号 基山町都市公園条例の一部改正について
- 日程第12 同意第 4 号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ
とについて
- 日程第13 議案第57号 タブレット端末の取得について
- 日程第14 議案第58号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第15 議案第59号 基山町多世代交流センター憩の家指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第60号 基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第61号 令和 7 年度基山町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第18 議案第62号 令和 7 年度基山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

- 日程第19 議案第63号 令和7年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第28号 第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画について
- 日程第21 議案第64号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第22 請願第1号 地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事
件を定める条例の一部改正を求める請願書
委員会付託
- 日程第23 所管事務等の調査について
（総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、議会運営委員会）
- 日程第24 議員派遣の件

～午前 9 時30分 開議～

○議長（末次 明君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

去る 9 日から休会中の本会議を開議します。

日程第 1 総務文教常任委員長報告、日程第 2 厚生産業常任委員長報告

○議長（末次 明君）

日程第 1．総務文教常任委員長報告、日程第 2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。松石健児総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松石健児君）（登壇）

皆さんおはようございます。審査の御協力ありがとうございました。

それでは、総務文教常任委員会の審査を報告させていただきます。

議案第50号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第51号 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

議案第53号 基山町職員の旅費に関する条例の一部改正について

議案第57号 タブレット端末の取得について

議案第61号 令和 7 年度基山町一般会計補正予算（第 6 号）中歳入全般及び歳出所管分

議案第64号 令和 7 年度基山町一般会計補正予算（第 7 号）中歳出所管分

本委員会は、12月 8 日付、付託されました上記の議案を審査の結果、議案第50、51、52、53、57、61、64号は原案を可決すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、議案第57号、61号に対する審査の経過は次のとおりです。

議案第57号 タブレット端末の取得について

購入金額3,327万4,450円

当該財産の取得は、町内小学校 1 年生から 3 年生の児童の既存機種が 5 年目の更新年度を迎えるに当たり、599台の新機種の貸与を目的とするものである。

タブレット端末購入に関し、機種機能や規格等についてただしたところ、キーボード部分が脱着でき、タブレットのみでの携行が可能となることで軽量化を図ることができる。児

童の通学時の荷重負担の軽減にもつながるとの説明を受けました。

不要タブレット端末の財産の処分に関してただしたところ、官公庁のPC、パソコンは、情報セキュリティの観点からデータを完全に破壊してリセットするのが基本である。現状では、業者の機器内のレアメタルをリサイクル・売却することで得られる利益と処分費用を相殺し、結果的に町は無償で引き取ってもらっているとの説明を受けました。

当委員会としては、古いパソコンでもOSを入れ替え、安価で再販するビジネスモデルが存在し、他の自治体では売却の事例も散見されます。学校のタブレット端末内の個人情報に関する懸念については、データがクラウドで一括管理されているため、端末内に重要な個人情報ほとんど保管されていません。対象となる端末の台数が多いため、物を長く有効活用する時代背景に鑑み、今後は自治体として再利用を前提とした処分も検討すること。また、今後導入されるタブレットにはタッチペンも附属するため、紛失や落とし物が増加すると予測されます。予防対策や紛失した場合の保護者による弁償購入等の費用負担については、導入後に状況を見るのではなく、事前に保護者へ周知するよう提案いたしました。

議案第61号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第6号）中歳入全般及び歳出所管分
歳出 4款1項3目12節 火葬場運営検討調査委託料300万円

葬祭公園の火葬場は昭和53年に建設されており、施設稼働以来47年が経過している。近年、死亡件数の増加に伴い、火葬件数も増加している。火葬炉設備の老朽化に対して長寿命化により対応しているが、今後の運営方法について調査・検討するものであります。

運営方法については、これまで議会からの提案等もあり、既に町として様々な検討を重ねてきたが、調査を外部委託する妥当性はあるのか。また、調査結果は本年度内に集約するのかわただしたところ、状況分析や課題の洗い出し、細かい数値算出など、専門的なノウハウを持つコンサルタントに委託することで、町民にも説明可能な客観的で説得力のある資料が作成できると考えている。業者選定に係る期間や業者との協議内容によって進めるため、期間はまだ確定していないとの説明を受けました。

また、現状の葬祭公園は令和20年度までの稼働を町は計画している。13年弱の運営期間を残し、今回、本事業の予算化を提案するのであれば、運営方法の変更時期が前倒しされる可能性もあるのかただしたところ、移転や広域連携という結論になれば、当初計画の令和20年度を待たずに事業に着手できる可能性があるとの説明を受けました。

当委員会としては、現在の火葬炉設備の補修部品は代替品で対応している状況であり、運

営方法を検討する必要性は理解できるが、公共施設への太陽光発電設置など、調査業務委託の進捗が遅れている。今回の委託も報告書だけで終わってしまうことが懸念されます。調査業務の委託前に仕様内容の概略を議会に説明すること。また、調査結果報告書に基づき町の葬祭公園施設の更新に対する方向性を議会に示すよう提案いたしました。

以上で報告を終了します。

○議長（末次 明君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。天本勉厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（天本 勉君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、ただいまより厚生産業常任委員会の審査報告をさせていただきます。

議案第49号 基山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
について

議案第54号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第55号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第56号 基山町都市公園条例の一部改正について

議案第58号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

議案第59号 基山町多世代交流センター憩の家指定管理者の指定について

議案第60号 基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定について

議案第61号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第6号）中歳出所管分

議案第62号 令和7年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第63号 令和7年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）

本委員会は、12月8日付、付託された上記の議案を審査の結果、議案第49、54、55、56、58、59、60、61、62、63号は原案を可決するべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、議案第49、56、61号に対する審査の経過は次のとおりです。

議案第49号 基山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

について

本条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、令和8年度から新たに実施する乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものである。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の内容についてただしたところ、生後6か月から満3歳未満の子どもと保護者を対象とし、保育所等で月10時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付事業となる見込みであるとの説明を受けました。

事業区分は、空き定員を活用する余裕活用型と一般型があるが、町内で余裕活用型を利用できる施設はあるかただしたところ、町内の保育所等については空き定員がある施設がないため余裕活用型は考えていない。一時保育室等を利用する一般型での実施を考えており、事前調査をしたところ、町内3園で受入れ可能である。1人月10時間、1日4人分を確保したいとの説明を受けました。

当委員会としては、子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を行うことは重要である。今後も新たな条例の整備、施設との調整など多忙と思われるが、事業遂行に遅れがないよう、住民への制度周知とともに保育所等の体制整備に十分努めていくよう提案しました。

議案第56号 基山町都市公園条例の一部改正について

本件は、中央公園における教養施設の建設可能面積を現行の「100分の10」から「100分の11」へと拡大し、中央公園内にガイダンスセンターを建築できるようにするため条例の一部を改正するものである。

改正の法的根拠についてただしたところ、都市公園法第4条第1項において、一つの都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積に対する割合が100分の2を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないとなっている。

現在の中央公園には、便益施設のトイレと教養施設の図書館が設置され、現在の基山町都市公園条例により中央公園に建設できる公園施設の建蔽率の上限は、全ての建物に該当する2%と特例の場合に該当する教養施設の建蔽率10%を合わせた12%である。

なお、平成24年の法改正により、都市公園に建設できる建物の建蔽率は地方公共団体の地

域の実情に合わせて条例で定めることができるようになっている。

そのため、今回のガイダンスセンターの計画建築面積193平米を既存の建物面積と合わせると建蔽率が12%を超えることから条例改正を行い、特例の建蔽率10%に1%を加算し11%とすることで、中央公園に建設できる公園施設の建蔽率を13%とするものである。

改正するに当たり、中央公園全体の環境や景観への影響を十分に考慮した上で、施設の用途や目的に合わせた必要最低限の面積に対する建蔽率の上乗せ等について事前に関係行政機関とも協議をしており、問題はないとの説明を受けました。

当委員会としては、ガイダンスセンターの建築（構造物）に当たって、基本構想の決定及び実施設計においては、当該施設が現在の中央公園、基山町立図書館の環境や景観に調和した意匠となるよう提案しました。

議案第61号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第6号）中歳出所管分

歳出 債務負担行為 集落支援員人件費（令和8年度～令和10年度）1,456万7,000円

集落支援員については、高齢化や人口減少によって担い手不足が懸念される農林業において、地域と担い手や、担い手同士の交流促進、農村集落での課題などを整理する役割を担ってもらうとの説明を受けました。

集落支援員に求めるものは何かただしたところ、現在、農業活動をしている中山間の集落組織や多面的活動を行っている組織等のヒアリングを実施し、現状の把握と事業の推進に努めてもらいたいとの説明を受けました。

当委員会としては、集落支援員が地域に寄り添い、その思いを行政に伝え、行政側も事業に反映できる体制づくりに努めるよう提案いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（末次 明君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

これより各常任委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、次に、厚生産業常任委員長報告に対する質疑はありませんか。重松議員。

○10番（重松一徳君）

先ほど議案第56号、都市公園条例の一部改正、見直しについて、厚生産業常任委員長のほうから審査報告がありました。可決すべきものという形で報告されたわけですが、賛否が3対2だったというふうに伺っております。2名の方が反対されたと。これが少数意見として委員長報告に載っていません。

本来、議会でこういうふうに賛否が分かれたときには、少数意見として審査報告に載せていくというのを、これは議会改革の中でも議論してそのような方向性という形になっているわけですが、今回載っていないので、どういうふうな意見が出て反対になったのかということについて説明をお願いいたします。

○議長（末次 明君）

天本厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（天本 勉君）（登壇）

重松議員の答弁の前に、地方議会事務提要というのがありますけれども、議員が本会議に提出できる少数意見は、委員会採択前に少数意見の留保が反対議員の方から出されて意思表示を行う必要がございます。また、その基準どおりに意思表示がされた場合は、留保者が本会議で意見を述べることになります。

今回はそのようなことがされておきませんので、以上のことから委員会報告書に必ず記載をする必要がないということを、まず、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、重松議員の御質問に答弁させていただきます。

実名を挙げながら、そのときの状況をリアルに報告させていただきたいと思います。

議案第56号 基山町都市公園条例の一部改正について、昨日、委員会調整を行いました。そのとき中村議員から、ガイダンスセンターの建設については、中央公園に建設することについては十分に町民の方の意見、民意を反映されていないのではないかということがあって、報告書にその旨の文言を追記したらどうかという意見が出されました。

そのとき松石信男議員、栗野議員、中牟田議員から、ちょっとそれは違うんじゃないのという意見が出されました。そして水田議員からは、文章的にはこれでいいんじゃないかということで意見をいただきました。

そういう中で私が、客観的に考えて、これはあくまでも都市公園条例の一部改正ですから、そのような思いはあるにせよ、その対応は建設課の公園のほうではなくて、教育学習課のほう

うが意見聴取はするべきだから、これは厚生産業常任委員会の所管ではありません。そういう思いがあるならば、採決のときにその旨を述べてくださいと私は言いました。

そのとき松石信男議員は、やっぱり少数意見は尊重せにゃんという意見の中で、今回は中央公園に建てるけれども、いろいろ今後、実施設計とか入ってくる。そういう中で、またその思いを伝えたらどうかということで、今回、以上のような報告になったところでございます。

以上でございます。

○議長（末次 明君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、質疑を終結します。

日程第3 第6次基山町総合計画特別委員長報告

○議長（末次 明君）

次に、日程第3．第6次基山町総合計画特別委員長報告を議題とします。

第6次基山町総合計画特別委員長の審査報告を求めます。天本勉第6次基山町総合計画特別委員長。

○第6次基山町総合計画特別委員長（天本 勉君）（登壇）

それでは、ただいまより第6次基山町総合計画特別委員会の審査報告をさせていただきます。

議案第28号 第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画について

本委員会は、令和7年6月9日付、付託を受けた上記の議案に対し、令和7年6月13日から12月8日までに8回の審査を重ねました。その過程において、令和7年12月5日に町長より議案の訂正請求があり、令和7年12月8日の本会議において許可されました。

訂正後の議案を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定しましたから、会議規則第76条の規定により報告します。

第6次総合計画の審査において、この計画が住民の意見をどのような手法で聴取し、意見をどのように反映させたかなどの策定方法についてただしたところ、職員によりプロジェクトチームをつくり、素案作成を行った。その後、町民アンケート、パブリックコメントなど

により住民意見を把握し、住民代表、学識経験者で構成する審議会で審議を重ね策定に至ったとの説明を受けました。

次に、本計画の基本的な考え方について、第5次総合計画後期のコロナ禍からの健全な回復の流れを引き継いでいくことや、基山（きざん）基肄城に自信と誇りを持っていただく「Kiyamaプライド」の考え方が必要ではないか。今後、人口年齢層も変化していくことから、時代に合った対策が必要だという視点で、様々な施策につながる形で策定したとの説明を受けました。

当委員会としては、基本構想が10年計画であることから中間年次での計画の進捗に対する評価等を行い、必要に応じ見直しも検討すること。今後の行政事務の効率化は、生成AI等の技術進歩により大きく変化することが予想されるため、長期的な展望も加える必要がないかなど、様々な意見が出されました。

基本計画では、子育て支援・プラチナ世代支援・農林業の支援・移住定住支援等の各種支援事業など、本計画に基づく施策を計画的に推進すること。

このため、町民と情報を共有し様々な意見の把握に努めることで、本計画に示された協働のまちづくりが着実に進むよう提案しました。特に、町民の知識や経験を生かす地域の取組は、町民が参画できる機会の充実を図るとともに、若い世代の地域への参加を促進し、求められている支援事業を実施することが必要である。

審査の中では、第5次総合計画で取り組んだ文化財保護等の歴史に関する部分が、第6次総合計画では、基山町歴史的風致維持向上計画の推進へ重点が置かれていることから、計画について説明を求めたところ、町の歴史は長崎街道などもあるため、様々な歴史の周知活動にも取り組みつつ、文化財保護の面も今後、発掘調査等を進めることで、町民へ歴史的遺産の周知に努めていくとの説明を受けました。また、計画全体では町民に分かりやすい表現や誤解を招かない内容となることに留意しながら、変更や追加の必要性を検討し、その都度協議することで意見をまとめ、審査を終了しました。

以上の審査を経て今回の決定に至ったことを報告します。

○議長（末次 明君）

以上で第6次基山町総合計画特別委員長の審査報告が終了しました。

これより第6次基山町総合計画特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、質疑を終結します。

それでは、各議案の討論、採決に入ります。

日程第4 議案第49号

○議長（末次 明君）

日程第4．議案第49号 基山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第49号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第49号は可決されました。

日程第5 議案第50号

○議長（末次 明君）

日程第5．議案第50号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第50号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第50号は可決されました。

日程第6 議案第51号

○議長（末次 明君）

日程第6．議案第51号 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第51号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第51号は可決されました。

日程第7 議案第52号

○議長（末次 明君）

日程第7．議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第52号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第52号は可決されました。

日程第8 議案第53号

○議長（末次 明君）

日程第8．議案第53号 基山町職員の旅費に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第53号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第53号は可決されました。

日程第9 議案第54号

○議長（末次 明君）

日程第9．議案第54号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第54号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第54号は可決されました。

日程第10 議案第55号

○議長（末次 明君）

日程第10．議案第55号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第55号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第55号は可決されました。

日程第11 議案第56号

○議長（末次 明君）

日程第11. 議案第56号 基山町都市公園条例の一部改正についてに対する討論を行います。
討論はありませんか。

まず、本案に対する反対の方の発言を許可します。工藤議員、反対ですね。

○1番（工藤絵美子君）（登壇）

おはようございます。1番議員の工藤絵美子です。

議案第56号 基山町都市公園条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

まず初めに、基山町ガイダンスセンター建設基本構想の策定について御尽力いただきました職員や関係者の皆様に敬意を表します。

私は、ガイダンスセンターの機能や目的に関しては賛同しておりますし、全てを反対するものではありません。しかし、この基本構想と町の財政状況をてんびんにかけたとき、新規箱物建設を進めることが最優先で適切なのかという疑問を抱かざるを得ません。ガイダンスセンターの建設は1億3,000万円と想定されており、これは町にとって決して小さな額ではありません。また、箱物は建てて終わりではありません。この施設を運営していく限り、維持管理費、光熱水費、人件費が恒常的に財政を圧迫し続けます。この継続的な費用対効果は本当に見合っているのでしょうか。

現在、町の既存施設では老朽化が進み、長寿命化のための大規模改修や更新といった大きな事業が控えています。さらに、冷暖房機器の度重なる故障など、住民サービス維持のために早めに取り組むべき課題があるのも現状です。このような状況下で、町民の生活、利便性

維持のための予算を先延ばしにしてまで新規施設を建設することは町政としていかなもの
でしょうか。優先すべきは基山駅前トイレを含む既存インフラの維持、更新ではないでしょ
うか。

次に、運営面についてです。

ガイダンスセンターは収益性を求める施設ではございません。そのため、建設後のランニ
ングコストよりも提供されるサービスの質、社会的利益が上回ることが重要な評価基準にな
ります。現時点で、誰が、どのような予算で、どのようなコンテンツを継続的に運営してい
くのかという核心部分が示されていない中で建設を拙速に進めるべきではないと考えます。

情報発信の代替案として、映像、CG、VRなど、デジタル技術を活用し、町の歴史、文
化を体験できるコンテンツを制作、公開することもできるのではないのでしょうか。また、こ
ういったものを学校や既存施設などで出前事業として強化すれば、子どもたちや町民、観光
者にコストを抑えて情報提供できます。展示スペースやまちづくり関係団体の活動に関して
も、既存施設の機能転換や間借りなどで新たな箱物を造らずに拠点としての役割を持たせる
ことができるのではないかなど、様々な角度から考える余地があると思います。

今回の都市公園条例の改正は、あくまでガイダンスセンター建設という目的を達成するた
めの手段であり、この建設の必要性に疑問がある以上、条例改正にも反対せざるを得ません。
施設の魅力やメリットだけでなく、将来にわたる財政負担を含め、町民に望まれている施設
なのか、一旦立ち止まる必要があるのではないのでしょうか。既存施設の有効活用や、デジタ
ル技術を活用した代替案による運営体制も含め、再度検討する時間を設けることを強く求め、
反対討論といたします。

○議長（末次 明君）

次に、本案に賛成の方の発言を許可します。栗野議員。

○9番（栗野久明君）（登壇）

皆様おはようございます。9番議員の栗野久明です。

まず、本日の冒頭で行われました厚生産業常任委員長の報告と少し内容が重複する部分が
ございます。その点につきましては御容赦願いたいと思っております。

この議案は、中央公園に建設する教養施設の建蔽率を100分の10から100分の11へ拡大し、
公園内にガイダンスセンターを建設するために条例改正を行うものと認識しております。

この議案の審議に当たっては、本会議及び付託されました厚生産業常任委員会で、各議員、

執行部にかなり詳細な質問をしたところでございます。私は、この場でガイダンスセンターそのものについての議論は、議案の趣旨から少し離れるので差し控えたいなと思っております。いずれこの議論につきましては機会があるものと思っております。

都市公園法運用指針には、都市公園に設けることができる建築物の建蔽率は2%を超えてはならないという従来からの基準を十分参酌した上で、都市公園の利便性向上、防災上の観点から必要と認められる施設については建蔽率の基準の特例が設けられ、条例で定める範囲を限度として上乗せできる旨が記載されております。

中央公園は、既に便益施設のトイレ、それから教養施設の図書館が設置されており、現行の基山町都市公園条例により、中央公園に建設できる公園施設の建蔽率の上限は全ての建物に該当する2%と特例の場合に該当する教養施設の建蔽率10%を合わせた12%となっているとの説明を受けております。

今回、ガイダンスセンターの計画面積193平米を既存建物の面積に加えた建蔽率が12%を超えるということから、条例改正により教養施設の建蔽率を1%加算し13%とする旨の説明も受けました。また、中央公園全体の環境や景観への影響を十分考慮した上で、都市公園法を参酌した必要最低面積での建蔽率の上乗せを行い、条例改正案としているとの説明も受けております。

条例改正に当たり、法的にそごをなくすための作業はどのようなことをしてきたのかとただしたところ、国の機関である国土交通省、九州地方整備局と、新たな計画案を含む中央公園の建蔽率算定資料を示し協議した結果、法的根拠を確認していると答弁をいただいております。

以上の理由から、この条例改正を手始めとして、現存の図書館とともに中央公園の環境に調和した新たな教養施設として、建設してよかったと広く町民の方が思えるような交流の空間ができることを期待します。そのことから賛成の意を表し、私の討論といたします。

○議長（末次 明君）

次に、反対討論はありますか。水田議員。

○2番（水田志保君）（登壇）

皆様おはようございます。2番議員の水田志保です。

私は、ただいま議題となっております議案第56号 基山町都市公園条例の一部改正について反対の立場から討論を行います。

説明が重複いたしますが、本議案は、中央公園の敷地内に新たにガイダンスセンターを建築するに当たり、都市公園法の規定に基づく建蔽率の特例基準を定めるため、所定の条例改正を行うとするものです。

私は、ガイダンスセンターの建築自体に反対ではございませんが、建蔽率の特例基準という重要な変更を伴う条例改正を行うに当たり、住民合意形成のプロセスに問題があるのではないかと考えます。

確かに町は、施設、ガイダンスセンター建設について、住民説明会、パブリックコメント、関係者アンケートは行っておりますが、今回の都市公園の条例に関する意見聴取はなされたのでしょうか。

基山町のまちづくりの基本、基山町まちづくり基本条例にはこう記されております。

基山町まちづくり基本条例、第4節、協働の推進、第23条、「町は、次に掲げるまちづくりを行おうとする場合は、あらかじめ町民参加の手続きを行わなければならない。」、その中の(4)「町民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定並びにその利用及び運営に関する方針又はそれらの変更」、第24条「町は、町民参加を保障するため、前条の事項について検討をすることを決定した段階で、趣旨、内容その他必要な情報を公表し、次に掲げる方法等により、町民に意見を求め、これを考慮してまちづくりの決定を行わなければならない。」、(1)「パブリックコメント」、(2)「意見交換会」、(3)「町民ワークショップ」、(4)「審議会等」、(5)「アンケート調査」と条例で定められています。

都市公園は住民にとって最も身近な憩いの場であり、日常的に休息、観賞、散歩、遊戯、運動などのために利用できるオープンスペースを最大限に確保する必要があります。そのような貴重な公園のオープンスペースを減少させるような重要な条例改正です。町民の意見聴取なくして進めるべきものではないと考えます。

多くの自治体では、公園協議会制度に基づき、公園の管理運営や将来の方向性について検討、協議する組織や会議体が設置されておりますが、本町にはございません。それならば、町民より意見の聴取が必要ではないでしょうか。パブリックコメントを行いませんか。公園の条例改正について、より多くの住民の声を聞いて理解を得て、それからでも遅くはないと思います。

いま一度立ち止まり、丁寧に進めることによって、町民の共有財産である公園の未来がさらによいものになるのではないのでしょうか。町民の幸せを一緒に考えて、一番いい場所を議

論して着地点を見つけるのが、職員と議員、議会です。

そのために、私はこの議案が持つ長期的な影響を鑑み、将来に期待をして、現時点でのこの議案に反対いたします。皆様の賢明な御判断をお願いいたします。

○議長（末次 明君）

次に、賛成討論はありませんか。大久保議員。

○８番（大久保由美子君）（登壇）

皆様おはようございます。８番議員の大久保由美子でございます。

議案第56号 基山町都市公園条例の一部改正について、賛成の立場から討論を申し上げます。

今回、議案の中で提案理由の説明がございます。ちょっと読み上げさせていただきます。

「基山町ガイダンスセンターを中央公園の敷地内に建築することに伴い、都市公園法第４条の規定に基づき中央公園における建ぺい率の特例基準を定め、また都市公園施設の名称と所在地を位置づけるために基山町都市公園条例を改正する必要がある」ということで、基山町都市公園条例の一部改正の議案でございます。

そこで今回、一部改正が必要となった経緯には、平成31年１月に基山町歴史的風致維持向上計画が認定され、事業計画の一つに、基山（きざん）の多様な文化遺産の情報発信と、かつ町域で活動する関係団体の活動拠点となる施設を整備することで、情報共有を図り、集いの場として多世代交流施設を整備するとあります。

そこで、令和７年５月30日の議会全員協議会において、基山町ガイダンスセンターの建設について、資料を基に説明を受け、８月26日の同じく全員協議会では、基山町ガイダンスセンター建設基本構想案により、基本方針や施設の規模、内容、建設地の検討など、さらに詳しく説明を受けました。

また、９月26日には、担当課より議員全員がガイダンスセンター建設勉強会並びに建設予定地の中央公園を視察し、説明を受けました。設置場所の中央公園には既に基山町立図書館が整備されており、人口２万人以下の自治体としては、貸出し冊数８年連続全国１位、開館７年目で入館者100万人を達成するという町を代表する拠点施設として大きく発展しています。また、多くの自治体からの視察も受入れがっている状況です。

そして、中央公園には既に親子の利用が大変多い子どもの遊具が設置され、駐車場、トイレもあります。すぐ近くには小中学校もあり、大変環境に恵まれた場所です。

今回、この中央公園にガイダンスセンターを整備することで、国の特別史跡基肆城や大興善寺、長崎街道をはじめとする町内の多様な歴史と文化を情報発信し、町民をはじめ多世代が交流できる場や、町内のまちづくり団体も気軽に集える活動拠点となります。

また、町外から見える方には観光情報発信施設として利用していただき、小中学生には基山町の歴史や文化を見て触れて体験できる学習の場となることに大きな期待があります。

特に、郷土資料コーナーが設けられている基山町立図書館とガイダンスセンターが教養施設として連携することで、歴史や文化を幅広くさらに深く学べる機会が生まれるなど、相乗効果は非常に大きいと考えられます。

なお、不安視されている駐車場については増設が計画されていると聞いています。小学校駐車場との連携も含め、利用者の利便性を損なわないように整備を進めていただき、ガイダンスセンターには町立図書館と調和が図られた建物を要望します。

以上の理由から、本議案について私は賛成をいたします。

議員各位におかれましても、本議案の趣旨を御理解の上、賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

次に、反対討論はありませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）（登壇）

おはようございます。5番議員の中村でございます。

議長のお許しをいただきましたので、議案第56号 基山町都市公園条例の一部改正について反対の立場から討論をさせていただきます。

まず最初に、これは私の個人的な気持ちでございますが、本日の厚生産業常任委員会の報告書には、先日の議論の経緯が一切記されていないことを私個人的に残念に思っております。記載されなかった部分こそ、私がこれから述べる反対討論の理由でございます。多少、工藤議員、それから水田議員と重なるところがあるやもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

私は、ガイダンスセンターの建築そのものを頭から否定しているわけではありません。町民の皆様が本当に望まれるのであれば、公共施設として検討されてよいと思っております。私が問題にしているのは、建築場所の決め方とそのプロセスの在り方です。

今回の条例改正は、提案理由にもあるように、ガイダンスセンターを中央公園に建てるた

めに建蔽率の特例を設け、施設の位置づけを変えるものです。つまり、建築ありきで条例を変更するという形になっています。

もともと建築候補地は3つございましたが、行政が委託調査を行い、僅かな差で中央公園が最適とされ、そのまま条例改正へと進んでしまいました。ここに至るまで、本来なら最も影響を受ける図書館の利用者の方々や、公園を日常的に使う多くの町民の方々の意見はほとんど聞かれておりません。まちづくり団体にアンケートを取ったと説明をされておりますが、そこは行政と関わりの深い、ごく一部の方々でございます。

昨日も町なかで、ガイダンスセンターって何、どこに建つの、えっ、知らんやった、あの場所に何で、と私は聞かれました。図書館の周辺住民ですら、建設地もその内容も知らない状況です。それで町民に周知は済んでいる、手続は踏んだから問題ないと言い切るのは、私はどうしても納得ができません。

パブリックコメントにしても、提出された意見の問題点の指摘は削られ、その後続く提案の箇所だけを掲載し回答が行われていました。その問題点の情報が判断を下す基山町歴史まちづくり推進協議会に正しく共有をされたのかも分かりません。会議録も要点のみで、会議の実態が見えない。私が問いただしても、次から考えますとのお答えです。いいえ、今考え、実行すべきではないでしょうか。

私は住民説明会にも参加し、パブリックコメントも提出し、協議会の傍聴もしてきました。ほかの議員の方々も様々な情報はお持ちだと思います。しかし、この建築計画の核心部分、ここは町民に十分に説明されず、意見を述べる機会も実質的には与えられていない。大多数の町民や図書館利用者は、建築地に建築をするその土地に対して意見を言うことすらできなかったのが現実です。この状況のまま、法律上は問題ない、手続は済んでいるからという理由だけで賛成することは私にはできません。

今回の議決は将来への前例となります。もし今回の条例改正を認めれば、行政が何か今後、物を建てたいときに、まず、施設ありきで後から条例を合わせるという手法が使われることとなります。これは将来どの公園でも、どの公共施設でも同じ手法が使えるという前例となります。説明責任が果たされないまま、外堀だけが埋められていく。

今回の流れを振り返ると、町民の皆様への丁寧な説明、意見聴取、施設の必要性、維持管理、利用見込み、財政的影響など、どれについても十分な議論はできていません。にもかかわらず、条例改正から公園の樹木伐採、それから建築計画へと、行政側の準備だけが淡々と

進み、まるで議会は決められた行政手続を認めればよいという構図になっていないでしょうか。議会が審査すべきは法律との整合性だけではないと思います。そのプロセスが本当に誠実だったのか、町民の皆様の理解と信頼につながるか、その判断かどうかです。

私は、今回の条例改正は拙速であり、今ここで判断すべき段階にはないと考えます。行政には一旦立ち止まっていただきたい。町民への丁寧な説明、意見聴取、そして審議の透明性、その基本を整えた上で、必要であれば改めて提案すればよいのではないのでしょうか。

私たち議員が下す判断は議事録として残ります。どうか議員の皆様におかれましては、この条例改正が法律に合っているかだけではなく、この判断が町民の皆様と共有できる判断なのかどうか、その視点でお考えいただきたく存じます。

以上、議員皆様お一人お一人の賢明な御判断をお願い申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（末次 明君）

次に、賛成討論はありませんか。中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）（登壇）

おはようございます。3番議員の中牟田でございます。私は賛成の立場から申し上げたいと思います。

本条例改正は、基山町ガイダンスセンター基本構想に基づき、ガイダンスセンターを中央公園内に建設するために必要な面積を確保することを目的としております。

基山町のガイダンスセンター基本構想には、基山町歴史的風致維持向上計画に基づき、まちづくり基本条例に沿った手続を経て策定されたものでございます。

基本構想案の策定に当たっては、基本調査の成果を踏まえ、町内のまちづくり団体8団体から意見を聴取した上で取りまとめられております。策定後は、議会全員協議会及び議会勉強会において説明も行われ、さらに、町民の意向を伺うためにパブリックコメントや住民説明会も実施されております。その後、基山町歴史まちづくり推進協議会の承諾も得ております。正式な基本構想となっております。さらなる住民意見の聴取を求める声もありますが、町が所定の手続に沿って丁寧に取り組んだものと私は評価しております。

また、建設予定地である中央公園の緑の丘は、近隣住宅との間を柔らかに隔てる役割も果たしておりました。したがって、建設に当たっては、景観だけではなく近隣住民の配慮もしっかり行われるよう、設計段階からの丁寧な対応を要望しておきます。

今回の条例改正は、基山町で初めてとなるガイダンス施設の建設に向けた重要な改正であり、情報発信、観光案内、まちづくり団体の活動支援に加え、町民が集う新たな居場所として公園の魅力の向上にもつながるものと期待しております。

議員の皆様におかれましても、その意義を御理解いただき、本議案に賛成いただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（末次 明君）

次に、反対討論はありませんか。重松議員。

○10番（重松一徳君）（登壇）

10番議員の重松です。議案第56号 基山町都市公園条例の一部改正について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

議長の許可をもらって、皆さんに図書館のイメージ図を配付しております。これは図書館建設を受託した佐藤総合計画がプロポーザル方式により入札から住民説明のときに出した資料で、本当は4枚あります。4枚ありますけれども、皆さん方には図書館のイメージ図を見もらうために1枚だけ配付をさせてもらっております。

このイメージ図に出されている図書館の面積は1,100平米です。これは先ほどから言われている都市公園条例の一部改正について、100分の10、1,100平米までは建てることができますよというのを、まず最低これを基本として出された図であります。

そして、この中央公園の特徴を継承したパークライブラリーという形で見てもらえれば分かるように、緑を多く配置し、それこそ読書の丘、そして、公園の入り口前には緑の丘、噴水も配置されていますけれども、それが最初の計画であったわけです。それを受けて、町民説明会、そして建設検討委員会、議会でも特別委員会を設置し、議論を重ねて見直しを進めてきました。

変更された点を申しますと、奥にあった駐車場を図書館の入り口の前に移動しています。そして、図書館入り口の前にあった噴水をなくして、ひさしを出して、障がい者や車椅子の方が雨に濡れないように図書館を利用するために設置しました思いやり駐車場が設置されています。この思いやり駐車場を造るために出したひさしや屋根の面積が50平米あるわけです。そして、今1,150平米とされています。

私もそうですけれども、そのときの議会の認識は、この50平米は建築面積に入らないんだ

というふうな形で私たちはずっと説明を受けてきました。ですから、100分の10の範囲内でこの図書館は建っているんですよというふうな形で説明を受けたわけです。

12月9日の厚生産業常任委員会の審査のときに、天本厚生産業常任委員長が紹介されましたように、平成26年11月の臨時議会での工事請負契約の事案のときに、その当時の河野議員がこういうことを質問されました。建築面積は10%という認識だったが、若干超えているみたいだが問題ないのかとただしました。その当時のまちづくり推進課長が、都市公園法では10%ですが、何といたしますか、もともと2%がありますから、そのほかに10%といたしますか、それを合わせて12%の許容面積というふうに理解していますと、大変分かりづらい答弁だったわけです。しかし、もう建設段階まで来ていると。今さらこれを、10%を超えているからと問題にはできないというのは私もありました。

そして、私も含めて、その当時ほとんどの議員が、この都市公園法、そして施行令について詳しく理解していなかったというふうに思っておりますし、私もそのとき、もう少ししっかり勉強しとけばよかったなと実は反省しております。

しかし、町民主体で、図書館と一体的に整備してきたこの中央公園に新たな施設を整備する計画が今回出てきている。私は予想だにしませんでした。この中央公園に図書館を建設するときには、本当に様々な問題点を解決してきたわけです。

そして、図書館建設費4億8,950万円、植栽外構工事1億6,940万円、それ以外も加えて総事業費は7億6,940万円、これは全て起債、借金と、そして一般財源です。国からの補助金は1円も入っていない。全てそれで造ったわけです。

今事案の都市公園条例の一部改正は、新たにガイダンスセンターを建設するための議案で、基山町都市公園条例第2条の6に中央公園は建築面積を100分の11として、そして、第2条の5の100分の2と合わせて、中央公園の面積の中に13%の建物が建てられるというふうになっています。

本来、こういう都市公園に建物を建てられる面積は法律で2%というふうに先ほどから説明があっっています。そして、特例として実は11%というのがあります。都市公園条例で定められている建物、そして特例で建てられる建物は違うんです。言うように100分の2で都市公園の中に建てられる施設というのは、便益施設、例えばトイレだったり、そして倉庫だったり、もし公園を管理するときだったら管理棟、そういう中身なんです。そして、特例で建てられるというこの100分の10、中央公園だったら1,100平米、これは教養施設として利用で

きますよという形で基山町は図書館を建てたわけです。その中に、今度またプラスこうしてガイダンスセンターを建てられるというのは、本来はこの特例を、100分の11じゃなくて100分の13にして条例改正をしなければならないのではないのかと私は思っています。なぜならば、公園施設の2%の面積、220平米は、先ほど言ったようにトイレとか事務所です。そして、図書館とガイダンスセンターをそこに建てれば、残り85平米近くしか残らない計算になるんです。

今、様々な地域で災害が発生しています。中央公園に設置されているトイレは本当に小さなトイレです。災害に備えて、例えば、多機能トイレとか防災施設を収納する倉庫を新たに建てようと思っても、もう建てられないのが今のこの条例改正になっています。これは本末転倒、やっぱりおかしいというふうに私は思っております。解釈を間違っているのではないのかと思っています。それほど難しい問題を内包している本議案は一度取り下げて、もう一度精査し直してみませんかというふうにお願いしましたけれども、受け入れてもらえませんでした。

何よりも、財政が厳しい中、図書館建設だけではなくて外構工事にも力を入れたこと、そして、多くの町民、専門家が知恵を出し合って、一つの作品として完成したこの中央公園の造成した丘や園路、そして植栽、それらを伐採したりしてガイダンスセンターを建設するというのが本当に町民の利益になるのかというのは、私も分かりません。きちっとやっぱり議論をしなければならないというふうに思っています。

先ほどから言われましたように、多くの町民が、ガイダンスセンターとは何ですかと、まだまだ理解されていないのが本当だろうというふうに思います。中央公園内に建設することを前提としたこの都市公園条例の一部改正については、強く反対するということを申し上げまして討論といたします。

○議長（末次 明君）

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

反対討論はほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第56号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

賛成 7、反対 5。起立多数と認めます。よって、議案第56号は可決されました。

ここで11時5分まで休憩いたします。

～午前10時55分 休憩～

～午前11時05分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

日程第12 同意第4号

○議長（末次 明君）

日程第12. 同意第4号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第4号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。よって、同意第4号は原案に同意することに決定しました。

日程第13 議案第57号

○議長（末次 明君）

日程第13. 議案第57号 タブレット端末の取得についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第57号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第57号は可決されました。

日程第14 議案第58号

○議長（末次 明君）

日程第14. 議案第58号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第58号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第58号は可決されました。

日程第15 議案第59号

○議長（末次 明君）

日程第15. 議案第59号 基山町多世代交流センター憩の家の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第59号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第59号は可決されました。

日程第16 議案第60号

○議長（末次 明君）

日程第16. 議案第60号 基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。賛成ですか、反対ですか。（「賛成です」と呼ぶ者あり）

反対の方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようでしたら、中村議員お願いします。

○5番（中村絵理君）（登壇）

皆様こんにちは。5番議員の中村絵理です。今度は賛成の立場で討論をさせていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、議案第60号 基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定について。

私は、今回の基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定については、内容そのものに多くの課題があると感じています。とりわけ、施設の運営目的が当初とは大きくずれてきていることや、透明性の確保という点では、町として改善すべき部分が残されていると考えます。

しかし、今回の議案については、担当課の皆様が限られた条件の中で懸命に業務を進められていること、そして、現場が豚熱対応で非常に難しい状況にあることを踏まえ、賛成の判断をいたします。先日もまた有田町で豚熱が発見されております。

ただし、ここで申し上げたいのは、今回の賛成は全てをそのまま認めるという意味ではありません。施設の目的、役割の見直し、民間事業者との関係の透明化、猟友会の皆様への適切な下支えなど、町が取り組むべき課題は引き続き多くあります。

特に、この豚熱発生で最も負担を受けているのは、感染拡大と向き合いながら、日々、害獣駆除をしてくださっている皆様です。町には、町民の皆様への丁寧な周知とともに、猟友会の皆様への手厚い支援を最優先で進めていただきたいと強く申し添えまして、私の賛成討論といたします。

○議長（末次 明君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第60号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第60号は可決されました。

日程第17 議案第61号

○議長（末次 明君）

日程第17. 議案第61号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第6号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第61号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第61号は可決されました。

日程第18 議案第62号

○議長（末次 明君）

日程第18. 議案第62号 令和7年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第62号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第62号は可決されました。

日程第19 議案第63号

○議長（末次 明君）

日程第19. 議案第63号 令和7年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第63号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第63号は可決されました。

日程第20 議案第28号

○議長（末次 明君）

日程第20. 議案第28号 第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画についてに対する討

論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第28号を採決します。

本案に対する第6次基山町総合計画特別委員長の報告は可決です。

本案を第6次基山町総合計画特別委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第28号は可決されました。

日程第21 議案第64号

○議長（末次 明君）

日程第21. 議案第64号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第7号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第64号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第64号は可決されました。

日程第22 請願第1号

○議長（末次 明君）

日程第22. 請願第1号 地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正を求める請願書を議題とします。

請願文書表の朗読をします。古賀議会事務局長。

○議会事務局長（古賀 浩君）

請願文書表

受 理 番 号 1

受 理 年 月 日 令和7年11月14日

件 名 地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき
事件を定める条例の一部改正を求める請願書

請 願 の 要 旨 現行の条例で議会の議決すべき事件は基本構想と基本計画と定められているが、住民に大きな影響を与えるその他の諸計画も含めるよう、条例の一部改正を求める

請願者の住所及び氏名 基山町大字園部2726番地1 古賀敏夫

紹 介 議 員 氏 名 重松一徳

○議長（末次 明君）

本件について、これより紹介議員の趣旨説明を求めます。重松議員。

○10番（重松一徳君）（登壇）

請願第1号 地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正を求める請願書について、紹介議員という立場で趣旨説明をさせていただきます。

皆さんも御存じのように、この提出者の古賀敏夫さんは元役場職員で、議会事務局長を平成21年から4年間していただきまして、議会をサポートしていただきました。古賀敏夫さんが議会事務局に就任されたこの4年間で第3次議会改革を進めてまいりました。代表的な例を挙げると、例えば、休日議会、議会報告会、議会と語ろう会もその第3次の中で決めました。また当時、議員が一般質問を全員するようになったというのも、実はこの時期からでもあります。様々な改革をしていただきました。

今請願内容は、二元代表制の下、議会は行政の監視役として、住民代表として民意を反映させる重要な機関として、基本構想や基本計画以外の重要な計画等も議会の議決すべきものにするために条例の一部改正を求める請願内容です。

請願の趣旨、参考資料等も添付されておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

また、基山町議会は、基山町議会基本条例第8条で、「地方自治法第96条第2項の議会の議決事件については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性和町長の政策執行上の必

要性を比較考量の上、別に条例で定める。」というふうに規定しております。また、議会基本条例第4条3では、「議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。」というふうに規定しております。よって、この請願内容に私自身、賛同しまして、紹介議員というふうになりました。

御審議いただくよう、よろしくお願い申し上げます。趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（末次 明君）

お諮りします。請願第1号については閉会中の継続審査に付するため、会議規則第91条の規定により総務文教常任委員会及び厚生産業常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

日程第23 所管事務等の調査について

○議長（末次 明君）

日程第23. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件につきましては、総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会及び議会運営委員会より提出された別紙所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により本件を承認と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

日程第24 議員派遣の件

○議長（末次 明君）

日程第24. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しております議員調査派遣計画表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

以上をもちまして令和7年第4回基山町議会定例会を閉会します。

～午前11時23分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 末 次 明

基山町議会議員 松 石 信 男

基山町議会議員 工 藤 絵美子